

号外第10（令和8年6月12日発行）	発行日 5日、15日、25日
<b>横浜市報</b>	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市防犯のまちづくり推進条例【市民局地域防犯支援課】	3
△ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	5
△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【総務局税制課】	6
△ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】	10
△ 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例【資源循環局喫煙対策・美化推進課】	12
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【みどり環境局公園緑地管理課】	15
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	16
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	17
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	18
△ 横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例【消防局消防団課】	24
△ 横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【水道局経営企画課】	25
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例【交通局経営管理課】	26
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	27

---

条例

---

次に掲げる条例をここに公布する。

令和8年6月12日

横浜市長 山中竹春

- 1 横浜市防犯のまちづくり推進条例
- 2 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例
- 3 横浜市市税条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例
- 5 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市公園条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例
- 8 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 10 横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例
- 11 横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例
- 13 横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市条例第37号

横浜市防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに横浜市（以下「市」という。）の責務及び市民等（市民、事業者及び地域活動団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって市民の安心及び安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「防犯のまちづくり」とは、市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、及び連携して行うことをいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次に掲げる事項を基本として防犯のまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 市民の安心及び安全を脅かすおそれがあることを意識すること。
- (2) こども、高齢者その他防犯について特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。
- (3) 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、国、神奈川県その他の関係機関と連携を図るとともに、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び地域活動団体の役割)

第6条 事業者及び地域活動団体は、その事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

を策定するものとする。

- 2 市は、前項の計画を策定し、又はこれを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進)

- 第8条 市は、個人情報情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進するものとする。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市条例第38号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削る。

別表第2の4の項を削り、同表の5の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の次に「（平成26年法律第50号）」を加え、同項を同表の5の項とする。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

横浜市条例第39号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項ただし書中「いう。第34条の4第1項において同じ。）（」を「いい、」に改める。

第34条の4第1項を次のように改める。

法第317条の3の3第1項各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第34条の4第2項中「第317条の3の3第2項」を「第317条の3の3第3項」に改め、同条第4項中「第317条の3の3第4項」を「第317条の3の3第5項」に改める。

第43条中「、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第9条第1項中「第14項、第25項、第28項並びに第32項」を「第13項、第24項、第27項並びに第31項」に改め、同条第4項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「2分の1」を「3分の1」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「14分の11」を「2分の1」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「12分の7」を「2分の1」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「3分の1」を「12分の7」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第11項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第9条の6を削る。

附則第12条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める

。

附則第13条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の2の2 当分の間、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得に係る個人の市民税については、法附則第35条の3の6の規定を適用する。

附則第13条の3の3を次のように改める。

第13条の3の3 削除

附則第13条の3の4の見出し中「新築認定低炭素住宅等」を「新築された高断熱住宅」に改め、同条第1項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に改め、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は」を削り、「等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「等級6以上の基準」に、「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に、「で法附則第15条の6第1項」を「で同項」に改め、「前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は」を削り、「に対して新たに都市計画税が課されることとなった」を「が新築された日の属する年の翌年の1月1日（当該新築された日が1月1日である場合には、同日。同項において同じ。）を賦課期日とする」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に、「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に改め、「前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き」を削り、「に対して新たに都市計画税が課されることとなった」を「が新築された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする」に、「法附則第15条の6第2項の」を「同条第2項の」に改め、同条第3項及び第4項中「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に改める。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第23項各号」を「附則第12条第24項各号」に改める。

附則第13条の7第1項中「所在する住宅」の次に「（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わない

で新築した住宅を含む。)をいう。附則第13条の8の2第1項において同じ。)を加え、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「同条第1項に規定する」を「法附則第15条の9第1項に規定する」に、「、同条第1項」を「、同項」に、「から附則第15条の10まで」を「、次条及び附則第15条の10」に改める。

附則第13条の8第1項中「。第13条の8の3第1項」を「。附則第13条の8の3第1項」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「、同条第9項」を「、同項」に改める。

附則第13条の8の2第1項及び第13条の8の3第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第13条の9第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第13条の10を削る。

附則第17条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第3項中「及び次項」を削り、同条第4項を削る。

附則第18条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13条の3の4第1項及び第2項中「令和8年4月1日」を「令和11年4月1日」に改める。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第24項各号」を「附則第12条第26項各号」に改める。

附則第13条の7第1項中「同項に規定する勧告に従わないで新築した」を「同項第1号イからホまでに掲げる区域内にある」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第34条第1項ただし書並びに第34条の4第1項、第2項及び第4項の改正規定並びに次項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中第43条の改正規定及び附則第4項の規定 令和9年4月1日

(3) 第2条の規定及び附則第8項の規定 令和11年4月1日

(4) 第1条中附則第13条の2の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の横浜市市税条例（第5項から第7項までにおいて「旧条例」という。）第34条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第13条の2の2の2の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 4 新条例第43条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第9条第5項から第8項までに規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。  
（都市計画税に関する経過措置）
- 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に新築された旧条例附則第13条の3の3第1項に規定する認定長期優良住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された旧条例附則第13条の3の4第1項に規定する認定低炭素住宅等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された第2条の規定による改正前の横浜市市税条例附則第13条の3の4第1項に規定する高断熱住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

横浜市条例第40号

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター	横浜市金沢区
---------------	--------

別表第1 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、創作室、創作スペース、練習室、楽屋	情報コーナー
---------------	--------------------------------	--------

別表第2 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市金沢区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
---------------------------	--

別表第3 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	1日につき	3,200		
		入場料等を徴収する場合	同	4,900		
	音楽多目的室	入場料等を徴収しない場合	同	20,500	24,000	
		入場料等を徴収する場合	同	34,500	40,500	
	創作室		同	5,700	6,400	
	創作スペース		同	2,600	2,900	
	練習室		同	3,500		
	楽屋		同	2,100		
附帯設備		1式又は1台、1日につき	8,000			

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

( 準備行為 )

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市金沢区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市条例第41号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

目次中

「第3章の2 喫煙禁止地区等（第11条の2・第11条の3）」を

「第3章の2 喫煙禁止重点地区等（第11条の2・第11条の3）  
第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限（第11条の4）」

に改める。

第1条中「は、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止等並びに」を加え、「防止等」を「防止」に改め、「に、」の次に「屋外の公共の場所における喫煙の禁止等並びに」を加え、「、屋外の公共の場所における喫煙の禁止」を削り、「清潔で安全な」を「安心かつ安全で清潔な」に改める。

第2条中第5号及び第6号を削り、第4号を第7号とし、同条第3号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号を同条第5号とし、同条第1号中「びん」を「瓶」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 公共の場所 道路、広場その他の公共の用に供される場所をいう。
- (2) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (3) 喫煙 人が吸入するためにたばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること又は火の付いたたばこを持つことをいう。

第3条第1項中「ため、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに」を加え、「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を削り、同条第2項中「は、」の次に「屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに」を加え、「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに吸い殻等の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境の整備を推進するものとする。

第3章の2の章名を次のように改める。

第3章の2 喫煙禁止重点地区等

第11条の2の見出しを「（喫煙禁止重点地区の指定）」に改め、同条第1項中「禁止する」を「特に禁止する」に、「喫煙禁止地区」を「喫煙禁止重点地区」に改める。

第11条の3中「喫煙禁止地区内」を「喫煙禁止重点地区内」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限

第11条の4 何人も、次に掲げる屋外の公共の場所（第11条の2第1項の規定により指定された喫煙禁止重点地区を除く。）において、喫煙をしてはならない。ただし、当該公共の場所を管理する権原を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所においては、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路

(2) 横浜市が管理する交通広場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に規定するその他の交通施設として定められた交通広場をいう。）

(3) 国、神奈川県又は横浜市が管理する河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川

(4) 横浜市が管理する道路、河川、水路、緑地その他これらに類する場所で、道路法、港湾法（昭和25年法律第218号）、河川法又は都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受けないもの

(5) 不特定多数の者が通行するため、喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、並びに吸い殻等の散乱を防止する必要がある場所として市長が指定するもの

2 前項第5号の規定による指定は、当該公共の場所を管理する権原を有する者との合意に基づき、その区域を告示することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条の2第1項の規定により指定されている喫煙禁止地区については、この条例による改正後の横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第11条の2第1項の規定により指定された喫煙禁止重点地区とみなす。

横浜市条例第42号

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 深谷町ふれあい公園の項の次に次のように加える。

舞岡八幡山しぜん公園	スケートボード場 分区園
------------	-----------------

別表第2の2中

「

小雀公園
------

を

」

「

小雀公園
舞岡八幡山しぜん公園

に改める。

」

別表第3第1号の表玄海田公園の運動広場の項の次に次のように加える。

スケートボード場	1日につき	30,000 円	1日につき	400 円
----------	-------	----------	-------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく舞岡八幡山しぜん公園のスケートボード場及び分区園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市条例第43号

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

サンヴァリエ日吉	を
----------	---

」

「

さかえ住宅	に改める。
サンヴァリエ日吉	

」

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市条例第44号

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表に次のように加える。

さ	か	え	住	宅	横浜市港北区
---	---	---	---	---	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市条例第45号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。

都筑中川一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
-------------------	--

別表第2 都筑関耕地地区地区整備計画区域の項中

- 「 1 学校、図書館その他これらに類するもの  
 2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの  
 3 診療所 」

を

- 「 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）  
 2 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。）、寄宿舎又は下宿  
 3 学校、図書館その他これらに類するもの 」

に改め、同表に次のように加える。

都筑中川一丁目地区地区整備計画区域	—	<p>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>7 倉庫業を営まない倉庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
-------------------	---	--

別表第6 都筑関耕地地区地区整備計画区域の項中「6,000平方メートル」を「150平方メートル」に改める。

別表第7 都筑関耕地地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

	A-1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路	次のいずれかに該当する
--	-------	-------------------------	-------------

都筑関耕地地区地区整備計画区域	A-2地区 A-3地区	の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B-1地区 B-2地区 B-3地区 B-4地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	

別表第7に次のように加える。

都筑中川一丁目地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
-------------------	---	---	---

別表第8に次のように加える。

		<p>1 30メートル</p> <p>2 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の境界線の北側が第二種中高層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の</p>	
--	--	---	--

<p>都筑中川一丁目地区地区整備計画区域</p>	<p>—</p>	<p>境界線の北側が第二種住居地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p> <p>4 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の境界線（当該境界線の反対側が第一種低層住居専用地域である部分に限る。）までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>5 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の境界線（当該境界線の反対側が第二種中高層住居専用地域である部分に限る。）までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに15メートルを加えた数値</p> <p>6 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の境界線（当該境界線の反対側が第二種住居地域である部分に限る。）までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>	<p>—</p>
--------------------------	----------	--	----------

別表第8の2に次のように加える。

<p>都筑中川一丁目地区地区整備計画区域</p>	<p>—</p>	<p>別表第8 都筑中川一丁目地区地区整備計画区域の項(5) 欄第1号から第6号までに掲げる数値</p>	<p>地盤面からの高さによる。ただし、次の各号に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑中川一丁目地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に基づき建築物の各部分の高さを算定するときを除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>2 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（太陽光発電設備を除く。）は、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>3 別表第8 都筑中川一丁目地区地区整備計画区域の項(5) 欄第2号から第6号までに掲げる建築物の高さの最高限度が適用される場合において建築物の各部分の高さを算定するときを除き、建築物（同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を</p>
--------------------------	----------	--	--

			<p>一の建築物とみなす。)の屋上に設ける建築設備(太陽光発電設備に限る。)であって、これを設ける前の当該建築物が敷地境界線(道路、水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「道路等」という。))に接する部分にあつては、当該道路等の反対側の境界線を越える範囲において冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において法第56条の2第1項の水平面(当該建築物の敷地の平均地盤面が令第135条の12第3項第2号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号の規定の適用があるものとした場合の水平面)に生じさせる日影の等時間日影線(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の等時間日影線をいい、法第56条の2第1項に規定する時間に係るものに限る。)に影響しないものにあつては、当該建築設備の部分の高さは、3.5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>
--	--	--	--

別表第12に次のように加える。

都筑中川一丁目地区地区整備計画区域	—	100分の25	
-------------------	---	---------	--

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

横浜市条例第46号

横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員賞じゅつ条例（昭和27年9月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「扶養親族〔〕を「扶養親族（」に改め、「掲げる者」の次に「及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、他に生計の途がなく主として団員の扶養を受けていた者に限る。）」を加え、「〕の」を「）の」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（賞じゅつ金の内払）

2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の横浜市消防団員賞じゅつ条例の規定に基づいて支払われた賞じゅつ金は、この条例による改正後の横浜市消防団員賞じゅつ条例の規定による賞じゅつ金の内払とみなす。

横浜市条例第47号

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（横浜市水道経営審議会）

第9条 水道事業及び工業用水道事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理者の附属機関として、横浜市水道経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、管理者が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市条例第48号

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表普通乗車券の項中「200円」を「246円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表1日乗車券の項中「600円」を「大人普通乗車券の料金の額を5倍して得た額」に、「300円」を「大人1日乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額」に改め、同表通勤定期乗車券の項中「9,000円」を「11,046円」に改め、「（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）」を削り、同表通学定期乗車券（甲種）の項中「7,200円」を「7,864円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表通学定期乗車券（乙種）の項中「2,486円」を「2,528円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表高齢者割引全線定期乗車券の項中「7,200円」を「8,837円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表に備考として次のように加える。

（備考）

算定された乗車券の料金の額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た額を当該乗車券の料金の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定による料金で発売した定期乗車券は、横浜市乗合自動車乗車料条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

横浜市条例第49号

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

横浜市立東戸塚小学校
------------

を

」

「

横浜市立東戸塚小学校
------------

に改める。

横浜市立東戸塚小学校分校
--------------

」

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。